



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年3月25日金曜日 第293号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県恩給給与規則の一部を改正する規則.....（人事課職員厚生室）..... 1
 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）..... 4
 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則.....（デジタルシフト推進課）..... 6

人事委員会規則

職員の特種勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）..... 7

規 則

○愛媛県規則第11号

愛媛県恩給給与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県恩給給与規則の一部を改正する規則

愛媛県恩給給与規則（昭和32年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（増加退隠料の加給の原因となる扶養家族がある場合の添付書類）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>条例第78条第1項に規定する子に対する前項の規定の適用については、同項中「成年の子」とあるのは、「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。</u></p> <p>4 省略</p> <p>（増加退隠料の加給の原因となる扶養家族に異動があつた場合の請求）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>条例第78条第1項に規定する子に対する前項の規定の適用については、同項中「成年の子」とあるのは、「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。</u></p> <p>（扶助料の加給の原因となる扶養遺族がある場合の添付書類）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>条例第78条第2項に規定する子に対する前項の規定の適用については、同項中「成年の子」とあるのは、「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。</u></p> <p>（扶助料の加算の原因となる扶養遺族がある場合の添付書類）</p> <p>第16条の2 省略</p> <p>2 <u>加算の原因となるべき子が重度障害の状態</u>で生活資料を得るみちのない成年の子である場合においては、前項の規定によるほか、扶助料請求書に重度障害の状態を証する診断書及び生活資料</p>	<p>（増加退隠料の加給の原因となる扶養家族がある場合の添付書類）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（増加退隠料の加給の原因となる扶養家族に異動があつた場合の請求）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（扶助料の加給の原因となる扶養遺族がある場合の添付書類）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（扶助料の加算の原因となる扶養遺族がある場合の添付書類）</p> <p>第16条の2 省略</p> <p>2 <u>加算の原因となるべき子が18歳以上</u>である場合においては、前項の規定によるほか、扶助料請求書に重度障害の状態を証する診断書及び生活資料</p>

を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずべき者の証明書を添付しなければならない。

(扶助料の加給の原因となる扶養遺族に異動があつた場合の請求)

第18条 省略

2 省略

3 条例第78条第2項に規定する子に対する前項の規定の適用については、同項中「成年の子」とあるのは、「20歳以上の子(婚姻した20歳未満の子を含む。)」とする。

(扶助料の加算の原因となる加算員数に変動があつた場合の請求)

第18条の2 省略

2 第16条の2第2項の規定は、前項第1号の場合において加算の原因となるべき子が重度障害の状態で生活資料を得るみちのない成年の子であるときについて準用する。

(扶助料の加算の併給調整がある場合の添付書類)

第18条の3 条例第55条第1項第1号に規定する扶助料(愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例(昭和55年愛媛県条例第22号)第3条中条例第26号附則第6条の次に1条を加える改正規定の施行の日以後に給与事由の生じた扶助料に限るものとし、以下この条及び第37条第5項において同じ。)を受ける者は、条例第26号附則第6条第1項の規定による加算を受けることとなつたときは、加算に関する扶助料改定請求書に次の書類を添付して知事に差し出さなければならない。

(1) 条例第26号附則第6条第1項第2号に該当することとなつたときは、扶助料証書、戸籍謄本(加算の原因である子のあることを明らかにすることができるもの)、第16条の2第1項第2号及び第3号の申立書並びに重度障害の状態を証する診断書及び生活資料を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずべき者の証明書(加算の原因であるべき子が重度障害の状態で生活資料を得るみちのない成年の子である場合)

(2) 省略

2・3 省略

(受給権存否の調査)

第37条 省略

2~6 省略

7 前項の場合において、加算の原因である子が重度障害の状態で生活資料を得るみちのない成年の子であるときは、同項に規定する事項のほか、その加算の原因である事情の継続の有無を調査する。

を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずべき者の証明書を添付しなければならない。ただし、当該子が20歳未満である場合においては、生活資料を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずべき者の証明書は、これを添付することを要しない。

(扶助料の加給の原因となる扶養遺族に異動があつた場合の請求)

第18条 省略

2 省略

(扶助料の加算の原因となる加算員数に変動があつた場合の請求)

第18条の2 省略

2 第16条の2第2項の規定は、前項第1号の場合において加算の原因となるべき子が18歳以上である場合について準用する。

(扶助料の加算の併給調整がある場合の添付書類)

第18条の3 条例第55条第1項第1号に規定する扶助料(愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例(昭和55年愛媛県条例第22号)第3条中条例第26号附則第6条の次に1条を加える改正規定の施行の日以後に給与事由の生じた扶助料に限るものとし、以下本条及び第37条第5項において同じ。)を受ける者は、条例第26号附則第6条第1項の規定による加算を受けることとなつたときは、加算に関する扶助料改定請求書に次の書類を添付して知事に差し出さなければならない。

(1) 条例第26号附則第6条第1項第2号に該当することとなつたときは、扶助料証書、戸籍謄本(加算の原因である子のあることを明らかにすることができるもの)、第16条の2第1項第2号及び第3号の申立書並びに重度障害の状態を証する診断書(加算の原因であるべき子が18歳以上の場合)又は生活資料を得るみちのないことを証する市町村長若しくはこれに準ずべき者の証明書(加算の原因であるべき子が20歳以上の場合)

(2) 省略

2・3 省略

(受給権存否の調査)

第37条 省略

2~6 省略

7 前項の場合において、加算の原因である子が18歳以上であるときは、同項に規定する事項のほか、その加算の原因である事情の継続の有無を調査する。

別表第1号書式から別表第16号書式まで及び別表第19号書式から別表第20号書式までの規定中「㊦」を削る。

別表第21号書式中「㊦」及び「㊧」を削る。

別表第22号書式から別表第34号書式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例(令和4年愛媛県条例第6号)附則第3項に規定する子に対する改正後の愛媛県恩給与規則

(以下「新規則」という。)第16条の2第2項、第18条の2第2項及び第18条の3第1項の規定の適用については、新規則第16条の2第2項中「重度障害の状態与生活資料を得るみちのない成年の子」とあるのは「18歳以上」と、「添付しなければならない」とあるのは「添付しなければならない。ただし、当該子が20歳未満である場合においては、生活資料を得るみちのないことを証する市町村長又はこれに準ずべき者の証明書は、これを添付することを要しない」と、新規則第18条の2第2項中「重度障害の状態与生活資料を得るみちのない成年の子」とあるのは「18歳以上」と、新規則第18条の3第1項第1号中「診断書及び」とあるのは「診断書(加算の原因であるべき子が18歳以上の場合)又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「重度障害の状態与生活資料を得るみちのない成年の子である」とあるのは「20歳以上の」とする。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

- 3 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(27) 省略</p> <p>(28) 省略</p> <p>(29) 省略</p> <p>(30) 省略</p> <p>(31) 省略</p> <p>(32) 省略</p> <p>(33) 省略</p> <p>(34) 省略</p> <p>(35) 省略</p> <p>(36) 省略</p> <p>(37) 省略</p> <p>(38) 省略</p> <p>(39) 省略</p> <p>(40) 省略</p> <p>(41) 省略</p> <p>(42) 省略</p> <p>(43) 省略</p> <p>(44) 省略</p> <p>(45) 省略</p> <p>(46) 省略</p> <p>(47) 省略</p> <p>(48) 省略</p> <p>(49) 省略</p> <p>(50) 省略</p> <p>(51) 省略</p> <p>(52) 省略</p> <p>(53) 省略</p> <p>(54) 省略</p> <p>(55) 省略</p> <p>(56) 省略</p> <p>(57) 省略</p> <p>(58) 省略</p> <p>(59) 省略</p> <p>(60) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(27) 省略</p> <p><u>(28) 愛媛県恩給与規則(昭和32年愛媛県規則第34号)別表第1号書式から別表第16号書式まで及び別表第19号書式から別表第34号書式まで</u></p> <p>(29) 省略</p> <p>(30) 省略</p> <p>(31) 省略</p> <p>(32) 省略</p> <p>(33) 省略</p> <p>(34) 省略</p> <p>(35) 省略</p> <p>(36) 省略</p> <p>(37) 省略</p> <p>(38) 省略</p> <p>(39) 省略</p> <p>(40) 省略</p> <p>(41) 省略</p> <p>(42) 省略</p> <p>(43) 省略</p> <p>(44) 省略</p> <p>(45) 省略</p> <p>(46) 省略</p> <p>(47) 省略</p> <p>(48) 省略</p> <p>(49) 省略</p> <p>(50) 省略</p> <p>(51) 省略</p> <p>(52) 省略</p> <p>(53) 省略</p> <p>(54) 省略</p> <p>(55) 省略</p> <p>(56) 省略</p> <p>(57) 省略</p> <p>(58) 省略</p> <p>(59) 省略</p> <p>(60) 省略</p> <p>(61) 省略</p>

(61) 省略	(62) 省略
(62) 省略	(63) 省略
(63) 省略	(64) 省略
(64) 省略	(65) 省略
(65) 省略	(66) 省略
(66) 省略	(67) 省略
(67) 省略	(68) 省略
(68) 省略	(69) 省略
(69) 省略	(70) 省略
(70) 省略	(71) 省略
(71) 省略	(72) 省略
(72) 省略	(73) 省略
(73) 省略	(74) 省略
(74) 省略	(75) 省略
(75) 省略	(76) 省略
(76) 省略	(77) 省略
(77) 省略	(78) 省略

○愛媛県規則第12号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>（適用除外）</p> <p>第6条 条例第6条に規定する知事が条例の規定を適用することが適当でないとする法人又は個人は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 法人税法（昭和40年法律第34号）第70条_____又は第135条の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人</p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>様式第1号（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書様式第1号（その1）（法人用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">省略</td><td style="width: 60%;">申告者 名称及び代表者の氏名</td><td style="width: 10%; text-align: center;">—</td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr><td>省略</td><td>記入者 職・氏名</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第1号（その1）の記載要領</p> <p>1 「基準事業年度」の欄は、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</p> <p>2～6 省略</p> <p>様式第1号（その2）（個人用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">省略</td><td style="width: 60%;">申告者 氏名</td><td style="width: 10%; text-align: center;">—</td><td style="width: 20%;"></td></tr> </table>	省略	申告者 名称及び代表者の氏名	—		省略	記入者 職・氏名	—		省略				省略	申告者 氏名	—		<p>（適用除外）</p> <p>第6条 条例第6条に規定する知事が条例の規定を適用することが適当でないとする法人又は個人は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 法人税法（昭和40年法律第34号）第70条、<u>第81条の16</u>又は第135条の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人</p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>様式第1号（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書様式第1号（その1）（法人用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">省略</td><td style="width: 60%;">申告者 名称及び代表者の氏名</td><td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr><td>省略</td><td>記入者 職・氏名</td><td style="text-align: center;">㊟</td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第1号（その1）の記載要領</p> <p>1 「基準事業年度」の欄は、<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間に開始する最後の事業年度の期間を記載すること。</p> <p>2～6 省略</p> <p>様式第1号（その2）（個人用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">省略</td><td style="width: 60%;">申告者 氏名</td><td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td><td style="width: 20%;"></td></tr> </table>	省略	申告者 名称及び代表者の氏名	㊟		省略	記入者 職・氏名	㊟		省略				省略	申告者 氏名	㊟	
省略	申告者 名称及び代表者の氏名	—																															
省略	記入者 職・氏名	—																															
省略																																	
省略	申告者 氏名	—																															
省略	申告者 名称及び代表者の氏名	㊟																															
省略	記入者 職・氏名	㊟																															
省略																																	
省略	申告者 氏名	㊟																															

省略
省略

注1 省略

2 省略

様式第1号(その2)の記載要領

1 「基準年」の欄は、「令和4年1月1日から令和4年12月31日まで」と記載すること。

2～6 省略

様式第2号(第5条、様式第1号関係) 障害者雇用状況証明書

省略
省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) _____

注1・2 省略

3 省略

4 省略

省略
省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第1号(その2)の記載要領

1 「基準年」の欄は、「平成31年1月1日から令和元年12月31日まで」と記載すること。

2～6 省略

様式第2号(第5条、様式第1号関係) 障害者雇用状況証明書

省略
省略
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟

注1・2 省略

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 省略

5 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、様式第1号(その2)様式第1号(その2)の記載要領1の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則第6条第7号の規定の適用については、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「改正法」という。)第3条の規定による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。)第81条の16又は改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第81条の16の規定の適用を受けた日から3年を経過していない法人は、同号に該当する者とみなす。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

3 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。 (1)～(71) 省略 (72) 省略 (73) 省略 (74) 省略 (75) 省略 (76) 省略	申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。 (1)～(71) 省略 <u>(72) 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則(平成19年愛媛県規則第18号)様式第1号及び様式第2号</u> (73) 省略 (74) 省略 (75) 省略 (76) 省略 (77) 省略

(調整規定)

4 前項及び愛媛県恩給与規則の一部を改正する規則(令和4年愛媛県規則第11号)附則第3項の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の規定は、同項の規定によってまず改正され、次いで前項の規定によって改正されるものとする。

○愛媛県規則第13号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の<u>3</u>の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専攻科修学支援金（条例別表第1の<u>3</u>の項に規定する専攻科修学支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p>第4条 条例別表第1の<u>4</u>の項の規則で定める事務は、同項に規定する専攻科奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第5条 条例別表第1の<u>5</u>の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>第6条 条例別表第1の<u>6</u>の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>第7条 条例別表第1の<u>7</u>の項の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第8条 条例別表第1の<u>8</u>の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、<u>私立の中学校等（条例第2条第2項に規定する中学校等をいう。）の生徒の保護者等に対する教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</u></p> <p>第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専攻科修学支援金（条例別表第1の4の項に規定する専攻科修学支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p>第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、同項に規定する専攻科奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第6条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>第7条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>第8条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第9条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p>

ア 省略

イ アに規定する同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関する情報

ウ～オ 省略

カ 外国人要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第2号の規定による求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給に関する情報

キ 省略

ク 省略

ケ 省略

(2)～(6) 省略

第11条 省略

第12条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) 省略

(3) 法第19条第8号の規定により生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務 当該事務の対象である外国人又は当該事務の対象である者と同一の世帯に属する外国人に係る同項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報

ア 省略

イ アに規定する同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）又は同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関する情報

ウ～オ 省略

カ 省略

キ 省略

ク 省略

(2)～(6) 省略

第12条 省略

第13条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) 省略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（「6の項」を「5の項」に改める部分及び同条を第5条とする部分を除く。）、第11条の改正規定（同条を第10条とする部分を除く。）及び第13条の改正規定（同条を第12条とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1238

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（この規則の目的） 第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、 <u>第6条</u> 、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、	（この規則の目的） 第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条_____、第19条、第20条第2項及び第3項、第46条第2項、第50条第2項、第53条、第54条第2項、第60条第2項及び第3項、第61条、

第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項、第9項及び第18項の規定に基づき、職員の特種勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当）

第3条 条例第5条第1号に定める「伝染病」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項まで及び第7項並びに検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する感染症_____

_____並びに人事委員会がこれらに相当すると認める伝染病をいう。

2 条例第5条第2号に定める「家畜伝染病」とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病中人畜共通の伝染病及び人事委員会がこれに相当すると認める伝染病をいう。

第5条 条例第6条第1号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

2 条例第6条第2号イの人事委員会が定める作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う次に掲げる作業

ア 患畜等との殺の作業及びその死体の運搬、焼却又は埋却の作業

イ これらの病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品（以下「汚染物品」という。）の焼却又は埋却の作業

ウ 患畜等又はその死体の所在した畜舎等の敷地内で行う汚染物品の運搬及び当該畜舎等の消毒の作業

(2) 人事委員会が前号に掲げる作業に相当すると認める作業

3 条例第6条第2号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1) 条例第6条第2号アの作業は、290円

(2) 条例第6条第2号イの作業は、1,470円

（児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当）

第11条 条例第16条第1号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき950円とする。

2 省略

（社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当）

第18条 条例第28条第1号に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき510円とする。

2 条例第28条第2号に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき950円とする。

第62条第2項、第64条の2並びに第65条並びに附則第3項、第5項、第9項及び第18項の規定に基づき、職員の特種勤務手当（これに相当する報酬を含む。以下同じ。）の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当）

第3条 条例第5条_____に定める「伝染病」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第5項まで及び第7項並びに検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する感染症（特に必要がある場合は、結核を含む。）並びに家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病中人畜共通の伝染病並びに人事委員会がこれらに相当すると認める伝染病をいう。

第5条 条例第6条_____に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

（児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当）

第11条 条例第16条第1号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき350円とする。

2 省略

（社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当）

第18条 条例第28条_____に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき510円とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項及び第18条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則第3条及び第5条の規定は、令和3年12月30日から適用する。